

平成15年3月期 個別財務諸表の概要

平成15年5月23日

上場会社名 株式会社 筑邦銀行
 コード番号 8398
 (URL <http://www.chikugin.co.jp/>)

上場取引所 福岡証券取引所
 本社所在都道府県 福岡県

問合せ先 責任者役職名 取締役総合企画部長
 氏 名 空閑重信

TEL (0942) 32 - 5353

決算取締役会開催日 平成15年5月23日
 定時株主総会開催日 平成15年6月27日

中間配当制度の有無 有
 単元株制度採用の有無 有(1単元 1,000株)

1. 15年3月期の業績(平成14年4月1日～平成15年3月31日)

(1) 経営成績 (注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年3月期	13,048	(0.9)	683	(4.5)	304	(14.8)
14年3月期	13,171	(4.2)	654	(64.4)	356	(0.1)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	株主資本 当期純利益率	経常収支率	預金残高
	円 銭	円 銭	%	%	百万円
15年3月期	4 87		1.1	94.8	468,736
14年3月期	5 71		1.2	95.0	463,810

(注) 期中平均株式数 15年3月期 62,441,191株 14年3月期 62,483,067株
 会計処理の方法の変更 無
 $\text{経常収支率} = \text{経常費用} \div \text{経常収益} \times 100$
 経常収益、経常利益、当期純利益におけるパーセント表示は、対前期増減率

(2) 配当状況

	1株当たり年間配当金			配当金総額 (年間) 百万円	配当性向	株主資本 配当率
	円 銭	円 銭	円 銭			
15年3月期	5 00	2 50	2 50	312	102.7%	1.1%
14年3月期	5 00	2 50	2 50	312	87.6	1.1

(3) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本 比率	1株当たり 株主資本	自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
15年3月期	515,430	28,656	5.6	459 17	8.62
14年3月期	510,267	28,960	5.7	463 60	8.70

(注) 期末発行済株式数 15年3月期 62,408,069株 14年3月期 62,469,040株
 期末自己株式数 15年3月期 82,131株 14年3月期 21,160株

2. 16年3月期の業績予想(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金		
				中間	期末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭	円 銭
中間期	6,500	630	320	2 50		
通期	13,000	1,200	640		2 50	5 00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 10円26銭

上記の業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき判断したものであり、実際の業績はこれらの予想数値と異なる結果となる可能性があります。業績予想の前提条件その他の関連する事項につきましては、添付資料の7ページを参照して下さい。

個別財務諸表等

第79期末(平成15年3月31日現在)貸借対照表

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	43,332	預金	468,736
現金	9,288	当座預金	15,292
預け金	34,043	普通預金	164,738
買入金銭債権	49	貯蓄預金	8,214
商品有価証券	246	通知預金	1,795
商品国債	246	定期預金	267,975
有価証券	68,168	定期積金	5,135
国債	15,261	その他の預金	5,583
地方債	2,797	譲渡性預金	3,661
社債	22,365	外国為替	0
株式	8,551	売渡外国為替	0
その他の証券	19,192	その他の負債	1,766
貸出金	387,967	未決済為替借	0
割引手形	19,384	未払法人税等	290
手形貸付	66,306	未払費用	409
証書貸付	260,529	前受収益	517
当座貸越	41,748	従業員預り金	201
外国為替	280	給付補てん備金	1
外国他店預け	280	その他の負債	344
買入外国為替	0	退職給付引当金	1,748
その他の資産	1,283	再評価に係る繰延税金負債	1,705
前払費用	2	支払承諾	9,156
未収収益	501	負債の部合計	486,774
その他の資産	780	(資本の部)	
動産不動産	9,688	資本金	8,000
土地建物動産	9,573	資本剰余金	5,759
保証金権利金	115	資本準備金	5,759
繰延税金資産	2,510	利益剰余金	11,498
支払承諾見返	9,156	利益準備金	2,724
貸倒引当金	7,254	任意積立金	8,300
		当期末処分利益	473
		土地再評価差額金	2,515
		その他有価証券評価差額金	923
		自己株式	41
		資本の部合計	28,656
資産の部合計	515,430	負債及び資本の部合計	515,430

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第79期〔平成14年4月1日から〕損益計算書
平成15年3月31日まで

(金額単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 常 収 益		13,048
資 金 運 用 収 益	10,893	
貸 出 金 利 息	9,804	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,077	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	3	
預 け 金 利 息	2	
そ の 他 の 受 入 利 息	3	
役 務 取 引 等 収 益	1,761	
受 入 為 替 手 数 料	888	
そ の 他 の 役 務 収 益	873	
そ の 他 業 務 収 益	115	
外 国 為 替 売 買 益	3	
商 品 有 価 証 券 売 買 益	1	
国 債 等 債 券 売 却 益	30	
国 債 等 債 券 償 還 益	79	
そ の 他 経 常 収 益	278	
株 式 等 売 却 益	124	
そ の 他 の 経 常 収 益	153	
経 常 費 用		12,365
資 金 調 達 費 用	331	
預 金 利 息	319	
譲 渡 性 預 金 利 息	9	
そ の 他 の 支 払 利 息	3	
役 務 取 引 等 費 用	732	
支 払 為 替 手 数 料	164	
そ の 他 の 役 務 費 用	567	
そ の 他 業 務 費 用	3	
国 債 等 債 券 売 却 損	2	
国 債 等 債 券 償 還 損	0	
営 業 経 費	8,068	
そ の 他 経 常 費 用	3,229	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,674	
貸 出 金 償 却	67	
株 式 等 売 却 損	74	
株 式 等 償 却	341	
そ の 他 の 経 常 費 用	70	
経 常 利 益		683

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(金額単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	8
動 産 不 動 産 処 分 益	0
償 却 債 権 取 立 益	7
特 別 損 失	17
動 産 不 動 産 処 分 損	17
税 引 前 当 期 純 利 益	674
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	393
法 人 税 等 調 整 額	23
当 期 純 利 益	304
前 期 繰 越 利 益	322
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	3
中 間 配 当 額	156
当 期 未 処 分 利 益	473

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 79 期 利 益 処 分 案

(金額単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	473,980,315
利 益 処 分 額	156,020,173
配当金 (1 株につき 2 円 50 銭)	156,020,173
次 期 繰 越 利 益	317,960,142

比較貸借対照表

(資産の部)

(金額単位：百万円)

科 目	期 別	当 事 業 年 度 平成15年3月31日 (A)	前 事 業 年 度 平成14年3月31日 (B)	比 較 (A) - (B)
現 金 預 け 金		43,332	44,419	1,087
現 金		9,288	9,671	383
預 け 金		34,043	34,748	705
買 入 金 銭 債 権		49	51	2
商 品 有 価 証 券		246	278	32
商 品 国 債		246	278	32
有 価 証 券		68,168	58,048	10,120
国 債		15,261	13,792	1,469
地 方 債		2,797	2,303	494
社 債		22,365	16,360	6,005
株 式		8,551	7,509	1,042
そ の 他 の 証 券		19,192	18,083	1,109
貸 出 金		387,967	391,240	3,273
割 引 手 形		19,384	25,523	6,139
手 形 貸 付		66,306	67,073	767
証 書 貸 付		260,529	254,614	5,915
当 座 貸 越		41,748	44,028	2,280
外 国 為 替		280	49	231
外 国 他 店 預 け		280	49	231
買 入 外 国 為 替		0		0
そ の 他 資 産		1,283	1,568	285
前 払 費 用		2	3	1
未 収 収 益		501	657	156
そ の 他 の 資 産		780	907	127
動 産 不 動 産		9,688	9,834	146
土 地 建 物 動 産		9,573	9,714	141
保 証 金 権 利 金		115	120	5
繰 延 税 金 資 産		2,510	2,225	285
支 払 承 諾 見 返		9,156	9,417	261
貸 倒 引 当 金		7,254	6,866	388
資 産 の 部 合 計		515,430	510,267	5,163

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(負債及び資本の部)

(金額単位：百万円)

科 目	期 別	当 事 業 年 度 平成15年3月31日 (A)	前 事 業 年 度 平成14年3月31日 (B)	比 較 (A) - (B)
預 金		468,736	463,810	4,926
当 座 預 金		15,292	20,346	5,054
普 通 預 金		164,738	151,653	13,085
貯 蓄 預 金		8,214	9,285	1,071
通 知 預 金		1,795	1,686	109
定 期 預 金		267,975	272,750	4,775
定 期 積 金		5,135	5,476	341
そ の 他 の 預 金		5,583	2,611	2,972
讓 渡 性 預 金		3,661	2,670	991
外 国 為 替		0	0	0
売 渡 外 国 為 替		0	0	0
そ の 他 負 債		1,766	1,834	68
未 決 済 為 替 借		0	1	1
未 払 法 人 税 等		290	70	220
未 払 費 用		409	440	31
前 受 収 益		517	399	118
従 業 員 預 り 金		201	208	7
給 付 補 て ん 備 金		1	2	1
そ の 他 の 負 債		344	711	367
退 職 給 付 引 当 金		1,748	1,811	63
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債		1,705	1,763	58
支 払 承 諾		9,156	9,417	261
負 債 の 部 合 計		486,774	481,306	5,468
資 本 金			8,000	
資 本 準 備 金			5,759	
利 益 準 備 金			2,724	
再 評 価 差 額 金			2,464	
そ の 他 の 剰 余 金			8,778	
任 意 積 立 金			8,300	
当 期 未 処 分 利 益			478	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			1,244	
自 己 株 式			10	
資 本 の 部 合 計			28,960	
資 本 金		8,000		
資 本 剰 余 金		5,759		
資 本 準 備 金		5,759		
利 益 剰 余 金		11,498		
利 益 準 備 金		2,724		
任 意 積 立 金		8,300		
当 期 未 処 分 利 益		473		
土 地 再 評 価 差 額 金		2,515		
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		923		
自 己 株 式		41		
資 本 の 部 合 計		28,656		
負 債 及 び 資 本 の 部 合 計		515,430	510,267	5,163

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較損益計算書

(金額単位：百万円)

期 別 科 目	当 事 業 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日 (A)	前 事 業 年 度 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日 (B)	比 較 (A) - (B)
経 常 収 益	13,048	13,171	123
資 金 運 用 収 益	10,893	11,273	380
貸 出 金 利 息	9,804	9,930	126
有価証券利息配当金	1,077	1,324	247
コ ー ル ロ ー ン 利 息	3	3	0
買 入 手 形 利 息		0	0
預 け 金 利 息	2	3	1
その他の受入利息	3	12	9
役 務 取 引 等 収 益	1,761	1,586	175
受 入 為 替 手 数 料	888	836	52
その他の役務収益	873	750	123
そ の 他 業 務 収 益	115	103	12
外 国 為 替 売 買 益	3	14	11
商品有価証券売買益	1	0	0
国債等債券売却益	30	5	25
国債等債券償還益	79	82	3
そ の 他 経 常 収 益	278	206	72
株 式 等 売 却 益	124	90	34
金 銭 の 信 託 運 用 益		4	4
その他の経常収益	153	112	41
経 常 費 用	12,365	12,516	151
資 金 調 達 費 用	331	750	419
預 金 利 息	319	651	332
譲 渡 性 預 金 利 息	9	13	4
金利スワップ支払利息		74	74
その他の支払利息	3	11	8
役 務 取 引 等 費 用	732	672	60
支 払 為 替 手 数 料	164	160	4
その他の役務費用	567	511	56
そ の 他 業 務 費 用	3	161	158
国債等債券売却損	2	12	10
国債等債券償還損	0	8	7
国債等債券償却		140	140
営 業 経 費	8,068	8,192	124
そ の 他 経 常 費 用	3,229	2,739	490
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,674	1,375	1,299
貸 出 金 償 却	67	43	24
株 式 等 売 却 損	74	225	151
株 式 等 償 却	341	1,035	694
その他の経常費用	70	59	11
経 常 利 益	683	654	29

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(金額単位：百万円)

科 目	期 別		比 較 (A) - (B)
	当 事 業 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日 (A)	前 事 業 年 度 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日 (B)	
特 別 利 益	8	1	7
動 産 不 動 産 処 分 益	0	0	0
償 却 債 権 取 立 益	7	1	6
特 別 損 失	17	14	3
動 産 不 動 産 処 分 損	17	14	3
税 引 前 当 期 純 利 益	674	641	33
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	393	456	63
法 人 税 等 調 整 額	23	171	148
当 期 純 利 益	304	356	52
前 期 繰 越 利 益	322	277	45
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	3		3
中 間 配 当 額	156	156	0
当 期 未 処 分 利 益	473	478	5

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較利益処分案

(金額単位：百万円)

科 目	期 別		比 較 (A) - (B)
	当 事 業 年 度 自 平成14年4月 1日 至 平成15年3月31日 (A)	前 事 業 年 度 自 平成13年4月 1日 至 平成14年3月31日 (B)	
当 期 未 処 分 利 益	473	478	5
利 益 処 分 額	156	156	0
配 当 金	156	156	0
	(1 株 につ き 2 円 50 銭)	(1 株 につ き 2 円 50 銭)	
次 期 繰 越 利 益	317	322	5

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

	当 事 業 年 度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	動産不動産の減価償却は、定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	同 左
5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用していましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。	外貨建資産・負債については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	当 事 業 年 度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者の債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理することとしております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>同 左</p>
7. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同 左
8. 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。</p>	同 左

	当 事 業 年 度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
9. その他財務諸表作成のための重要な事項	(1) 自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の資産および資本に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則および銀行法施行規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則および銀行法施行規則により作成しております。	
	(2) 1株当たり当期純利益に関する会計基準 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針の適用による影響はありません。	

追加情報

当 事 業 年 度 自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平成 13 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 3 月 31 日
	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用していましたが、当事業年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。
	(貸借対照表関係) 自己株式は、従来、株式を含めて計上してはいましたが、財務諸表等規則および銀行法施行規則が改正されたことに伴い、当事業年度から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合と比較して、資産の部は10百万円、資本の部は10百万円それぞれ減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

当 事 業 年 度 (平成15年3月31日)	前 事 業 年 度 (平成14年3月31日)
<p>1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,265百万円、延滞債権額は13,522百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は23百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,534百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,346百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,384百万円あります。</p>	<p>1. 子会社の株式総額 10百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,205百万円、延滞債権額は14,025百万円あります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は109百万円あります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,613百万円あります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,953百万円あります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は25,523百万円あります。</p>

当 事 業 年 度 (平成15年3月31日)	前 事 業 年 度 (平成14年3月31日)
<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 4,166百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預 金 2,968百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券7,452百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,730百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が29,291百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,004百万円</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 5,474百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円</p> <p>(当期圧縮記帳額 - 百万円)</p>	<p>7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 4,773百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預 金 870百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、料金後納郵便等の取引の担保として、有価証券7,012百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、33,452百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が25,441百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,516百万円</p> <p>10. 動産不動産の減価償却累計額 5,311百万円</p> <p>11. 動産不動産の圧縮記帳額 1,958百万円</p> <p>(当期圧縮記帳額 - 百万円)</p>

当 事 業 年 度 (平成15年3月31日)	前 事 業 年 度 (平成14年3月31日)
12. 会社が発行する株式の総数 普通株式 120,000千株 発行済株式総数 普通株式 62,490千株 13. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付した ことにより増加した純資産額は、924百万円であります。 14. 会社が保有する自己株式の数 普通株式 82千株	12. 会社が発行する株式の総数 120,000千株 発行済株式総数 62,490千株 13. その他の剰余金のうち、商法第290条第1項の規定に基づき、 利益の配当に充当することが制限されている金額は、11百万 円であります。 _____

有価証券（子会社株式及び関連会社株式関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
 当事業年度（平成15年3月31日現在）
 該当ありません。

前事業年度（平成14年3月31日現在）
 該当ありません。

税効果会計

当 事 業 年 度 自 平 成 14 年 4 月 1 日 至 平 成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 3 月 31 日																																				
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,973 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">236</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">651</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">303</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">3,165</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,136</td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">626</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">626</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">2,510 百万円</td> </tr> </table> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	1,973 百万円	減価償却費損金算入限度超過額	236	退職給付引当金損金算入限度超過額	651	その他	303	繰延税金資産小計	3,165	評価性引当額	28	繰延税金資産合計	3,136	その他有価証券評価差額金	626	繰延税金負債合計	626	繰延税金資産の純額	2,510 百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">貸倒引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,913 百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">248</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">668</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">285</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">3,115</td> </tr> <p>繰延税金負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">889</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">889</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">2,225 百万円</td> </tr> </table> </table>	貸倒引当金損金算入限度超過額	1,913 百万円	減価償却費損金算入限度超過額	248	退職給付引当金損金算入限度超過額	668	その他	285	繰延税金資産合計	3,115	その他有価証券評価差額金	889	繰延税金負債合計	889	繰延税金資産の純額	2,225 百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,973 百万円																																				
減価償却費損金算入限度超過額	236																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	651																																				
その他	303																																				
繰延税金資産小計	3,165																																				
評価性引当額	28																																				
繰延税金資産合計	3,136																																				
その他有価証券評価差額金	626																																				
繰延税金負債合計	626																																				
繰延税金資産の純額	2,510 百万円																																				
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,913 百万円																																				
減価償却費損金算入限度超過額	248																																				
退職給付引当金損金算入限度超過額	668																																				
その他	285																																				
繰延税金資産合計	3,115																																				
その他有価証券評価差額金	889																																				
繰延税金負債合計	889																																				
繰延税金資産の純額	2,225 百万円																																				
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実行税率</td> <td style="text-align: right;">41.7 %</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.0</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">8.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.4</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">54.9 %</td> </tr> </table>	法定実行税率	41.7 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.0	住民税均等割等	1.1	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.9	その他	1.4	税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.9 %	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実行税率</td> <td style="text-align: right;">41.7 %</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.7</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.8</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2.7</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">44.4 %</td> </tr> </table>	法定実行税率	41.7 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.8	住民税均等割等	1.1	その他	2.7	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4 %						
法定実行税率	41.7 %																																				
(調整)																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.8																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.0																																				
住民税均等割等	1.1																																				
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	8.9																																				
その他	1.4																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.9 %																																				
法定実行税率	41.7 %																																				
(調整)																																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7																																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.8																																				
住民税均等割等	1.1																																				
その他	2.7																																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.4 %																																				
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正額</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より当行の法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」および「資本等の金額」に変更されることにより、当該課税標準の一部は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する平成16年度以降の法定実効税率は当事業年度の41.7%から40.4%となり、「繰延税金資産」は59百万円減少し、当事業年度に計上された「法人税等調整額」は59百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」は54百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。また、「その他有価証券評価差額金」は20百万円増加しております。</p>	<p>3. _____</p>																																				

重要な後発事象

当 事 業 年 度 自 平 成 14 年 4 月 1 日 至 平 成 15 年 3 月 31 日	前 事 業 年 度 自 平 成 13 年 4 月 1 日 至 平 成 14 年 3 月 31 日
	<p>当行の貸出先である西日本大和ハウス販売株式会社は、平成14年5月30日、福岡地方裁判所に民事再生手続開始の申立をいたしました。同日現在の同社に対する債権総額は、525百万円であります。</p> <p>なお、これに伴う翌事業年度の追加引当額は、現在のところ最大で462百万円程度と見込まれます。</p>

役員の変動について

(平成15年6月27日付)

1. 代表者の変動

該当ありません。

2. その他役員の変動

(1) 新任取締役候補

該当ありません。

(2) 退任予定取締役

該当ありません。

(3) 新任監査役候補(常勤)・・・略歴については別紙を参照下さい。

とよしま やすはる

豊島 安治 [現 経営監査部長]

現 常勤監査役の佐藤信義は非常勤監査役となる予定であります。

(4) 退任予定監査役

該当ありません。

新任監査役候補

とよしま やすはる
豊島 安治

生年月日	昭和21年9月6日	
出身地	福岡県	
学歴	昭和40年3月	福岡県立八幡中央高校卒業
経歴	昭和40年3月	大蔵省北九州財務局入局 (現 財務省福岡財務支局)
	昭和60年7月	金融検査官
	平成4年7月	金融検査課上席金融検査官
	平成7年7月	財務広報官
	平成11年7月	証券取引等監視官
	平成13年7月	当行入行 経営監査部付部長
	平成15年4月	経営監査部長
		現在に至る